

## 第三十二号

## 特別職の指定等に関する条例の一部改正について

特別職の指定等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十七年十二月七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 特別職の指定等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の指定等に関する条例（平成十五年徳島県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、国家公務員法（昭和三十二年法律第百二十号）第二条に規定する一般職に属する職員（以下「国家公務員」という。）が任命権者の要請に応じ、引き続き政策監となった場合における当該政策監の給料月額については、八十七万円以内で知事が定める額とする。

第四条第二項中「前項」を「前項に定めるもののほか、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 国家公務員が引き続き政策監となった場合及び国家公務員が引き続き職員の退職手当に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三号）第二条に規定する職員として在職した後引き続き政策監となった場合における当該政策監の退職手当については、前項の規定にかかわらず、同条例の適用を受ける職員の例による。

附則に次の一項を加える。

- 7 平成二十七年七月分から平成二十九年三月分までの第二条第二項ただし書に規定する政策監の給料月額は、同項ただし書の規定にかかわらず、八十七万円から、当該額に百分の五を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

## 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の特別職の指定等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二条第二項及び附則第七項の規定は、平成二十七年七月三十一日から適用する。
- 3 改正前の特別職の指定等に関する条例第二条第二項の規定によりその例によることとされる企業局長に係る知事等の給与に関する条例（昭和三十七年徳島

県条例第六十号)の規定に基づいて平成二十七年七月三十一日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正後の条例第二条第二項ただし書に規定する政策監に支払われた給与は、同項本文の規定によりその例によることとされる企業局長に係る知事等の給与に関する条例及び同項ただし書並びに改正後の条例附則第七項の規定による給与の内払とみなす。

#### 提案理由

最近における国との人事交流の状況に鑑み、国家公務員が任命権者の要請に応じ、引き続いて政策監となった場合について、その高度の専門的な知識経験に応じた給料月額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。